

【病児・病後児保育 三股いろは保育園 利用規約】

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 1886-1

三股いろは保育園

電話 0986-77-1467

第1条（名称）

本保育所の名称を「病児・病後児保育 三股いろは保育園」（以下、三股いろは保育園という）とする。

第2条（所在地）

三股いろは保育園は宮崎県北諸県郡三股町樺山 1886-1 に設置する。

第3条（目的）

病気の急性期（発熱等）もしくは病気の回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第4条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、三股いろは保育園は、たけしたこども医院と連携・協力して保育を行うものとする。

第5条（病児・病後児保育の方針）

- ①利用対象は0歳から小学校6年生までの児童で、病気もしくは病気の回復期であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な方で、医療機関により三股いろは保育園の利用に際し許可が出た方を対象とする。
- ②病児・病後児保育の定員は各1名とする。

第6条（利用方法）

1) 利用時間・定休日は次のとおりとする。

- ①利用時間は8:30～17:30までとする。

利用可能日は、土・日・祝日を除く平日のみとする。

また、12月29日から翌年1月3日も定休日とする。

※利用時間は、諸都合により変更することがある。

- ②利用当日は原則8:30よりお預かりする。前日にたけしたこども医院、又はかかりつけの病院で診察を受けた場合は直接受け入れを行う。

2) 予約は次のとおりとする。

- ①利用前日の場合 前日 18:00 までに、電話等での予約の申し込みを受ける。
 - ・予約のキャンセルは利用当日 7:15 までとする。
 - ・予約が満杯の際はキャンセル待ちの申し込みを受ける。キャンセルが出た場合は三股いろは保育園より利用当日 7:30 までに電話します。
- ②利用当日の場合 7:00 より受付を行い、空きがあれば受け付ける。

3) 利用申請は次のとおりとする。

- ①初めての利用の場合は、原則利用日前日までに事前登録を済ませておく。当日利用の場合は三股いろは保育園が契約する嘱託医（たけしたこども医院）の「医師連絡票兼利用申込書」を提出することとする。
- ②利用当日に「医師連絡票兼利用申込書」「与薬依頼表」「お薬手帳のコピー」を提出する。

4) 利用終了後（児童のお迎え）は次のとおりとする。

- ①保護者は三股いろは保育園が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ず三股いろは保育園に連絡をする。
- ②両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第7条（医療行為について）

- ①預かり時間内に必要な医療行為（鼻汁吸引・薬液吸入など）を行うことがある。
- ②病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合はたけしたこども医院に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査（採血など）処置（点滴など）をすることがある。

第8条（利用料金など）

- ① 利用料金は1日 2,000 円+給食とおやつ 300 円とする。午前又は午後（給食なし）のみ預かりの場合は1回 1,000 円とする。
当保育園園児は無料とする。（給食とおやつ代込み）
- ②着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえず三股いろは保育園が調達したものについては別途料金を徴収する。

第9条（料金の支払方法）

利用料金の支払いは、預かる際に状況に応じて 2,000 円+給食とおやつ 300 円 の預かり金を徴収し清算する。

第10条（秘密保持）

三股いろは保育園に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を 秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は 退職後においても同様の扱いとする。

第11条（補償制度）

三股いろは保育園を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、三股いろは保育園の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第12条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ②暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④三股いろは保育園の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤本利用規約に同意しない時

第13条（保護者の義務）

児童の保護者は、三股いろは保育園を利用する間、「医師連絡票兼利用申込書」に記載した緊急連絡先に当園とたけしたこども医院が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第14条（規約の変更）

本規約の変更は三股いろは保育園が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する以上の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

利用児童名_____

保護者名_____ 続柄（ ） (印)

〒 - (TEL - -)

住所_____